

**「東京都環境保全型農業推進基本方針：改定」及び「東京都有機農業推進計画」
に対する都民のご意見と対応**

募集期間：平成20年12月3日から平成21年1月9日まで
応募数：12件（団体5、個人7名）

番号	項目	意見（趣旨）	対応	
環境①	2 基本方針の 目指す方向	「都市環境の改善に貢献する」とする方向と個人の農業経営との両立が課題	貴重なご意見として、今後の事業振興の参考とさせていただきます	
環境②		農地の多面的機能を最大限活かして積極的に環境の向上に貢献する農業との認識の基に、都市と農地の共存を目指す方針を策定することを要望	ご指摘の趣旨で本方針をつくっています	
環境③	3 取組の方針 (1) 生産者や消費者に対する 意識啓発	消費者に対する意識啓発の方法として農業体験を加えること	本方針では記述していませんが、都では体験農園や学童農園の設置を支援し、都民・子どもたちの農業体験を推進しています	
環境④	3 取組の方針 (2) 環境負荷を 軽減する取組	減農薬、有機農法の指導、研究を積極的に進めるとともに、エコファーマーの認定以外でも、営農指導員や農業団体等を通じた自主的な減農薬の取組を推進すること	ご指摘の趣旨で本方針をつくっていますが、よりわかりやすい記述としていきます	
環境⑤		エコファーマーの制度をより多くの農家が取り組みやすい制度に改善するとともに、まずできることから取り組むとする考え方も大切		
環境⑥		消費者がエコファーマーの農産物を選択するようエコファーマーの周知を図ること。また、流通業者などと協力して、地場生産物の流通支援を図ること		
環境⑦		エコファーマーは導入できる指針が決められており、誰でもなれるわけではない。すべての生産者に環境保全型農業の取組を促すとしてあるが、具体的にはどういう意味か		エコファーマーの制度をより取り組みやすくしていくとともに、エコファーマーに限らず、環境負荷軽減等の取組を啓発していきます
環境⑧		IPMIは有機農業や環境保全型農業に取り組むためには最も必要な技術であり、今後も試験研究機関での技術確立を望む		農林総合研究センターなどと連携して、IPMの技術の確立に取り組めます
環境⑨		すべての生産者が環境保全型農業をすることと、消費者が選択して購入することとは矛盾する。農家は環境保全型農業をするのが当たり前である		環境保全型農業による農産物を消費者が選択して購入することで環境保全型農業への取組が進むと考えます
環境⑩	3 取組の方針 (4) 環境保全型 農業で生産された 農産物の販売支援	これからの環境保全型農業は石油の使用削減に取り組む必要がある。その方策として、①旬の野菜生産（暖房燃料削減）と②地産地消による供給（輸送燃料の削減）の方針を打ち出すこと	農産物の安定生産・供給を考慮すると、暖房燃料削減を基本方針とすることは困難と考えています	
環境⑪		フードマイレージの考え方が注目されており、大勢の消費者を抱えている東京こそフードマイレージが小さい農業が可能。環境保全型農業の流通面での取組として、フードマイレージの考え方が必要	東京の農業はすでに地産地消が進んでいることから、フードマイレージの視点からも地産地消をPRしていきます	
環境⑫		生産者が消費者の意向を理解し、生産にかかるコストも販売価格に反映でき、それを消費者が理解するなど、生産と消費が継続できるような相互理解に裏打ちされた流通モデルづくりを流通支援策として検討すること	貴重なご意見として、今後の事業振興の参考とさせていただきます	
環境⑬	3 取組の方針 (6) 農業の多 面的な機能を 活かした都市環 境の改善	東京の少ない農地では直接的に効果を出す役割は期待できないが、農業教育や自然学習の機能は活かせるので、環境教育として農家ができるようにすること	本方針では記述していませんが、都では体験農園や学童農園の設置を支援し、都民・子どもたちの農業体験を推進しています	
環境⑭		環境負荷を低減する取組として、生物多様性の教育を進めること		
環境⑮		農業の多面的な機能に健康増進や食育、雇用創出を加えること		農業の多面的機能には食育などの教育機能も含まれますが、本方針では記述していません 雇用創出については、農業の多面的な機能とは考えていません

番号	項目	意見（趣旨）	対応
環境⑯	(6) 農業の多面的な機能を活かした都市環境の改善	都市において農地があること自体が環境貢献となっていることを改めて評価し、都市部での農地確保に向けて宅地での相続税納税猶予制度を適用するなど税制を含めた農業振興、農地確保の充実を進めること	本方針のなかで農地の税制について記述することは適当でないと考えますが、納税猶予制度の適用は重要な農政課題であり、引き続き国への要望課題としていきます
環境⑰	4 有機農業について	環境保全型農業は農薬や肥料による環境負荷を低減するための農業であるのに対して、有機農業は、それ以前から取り組んでいるものであり、環境保全型農業の延長ではない	有機農業は環境への負荷を低減する農業であることから、環境保全型農業の一形態と考えますが、環境保全型農業の延長とは位置づけていません
環境⑱	その他	環境保全型農業の考え方は一般消費者には分かりにくい。基本方針はできるだけ、一般消費者に分かりやすい言葉で記述して欲しい	分かりやすい記述とするよう心がけます
環境⑲		消費者が最も関心があることは、食の安全・安心である。消費者に環境保全型農業を分かってもらうためには、消費者に最も関心がある「安全・安心」とどう結びついているのかを示す必要がある	環境保全型農業の目的は「食の安全・安心」ではありませんが、結果的にはその側面もあることから、ご指摘の趣旨で本計画を策定しています
環境⑳		農業振興プラン、持続農業法、エコファーマーなどについて説明するか、情報が得られるHPなどを掲載すること	専門用語などは、本文中に脚注を設けます
有機①	1 現状と課題	有機農業に取り組んでいる生産者は少ないが、有機農業への消費者の期待と生産者の意欲は強い。それを実現するためには、有機農業推進法の本質である「行政の積極的な支援」が必要であることを強調すること	有機農業の推進には行政の積極的な支援が必要との趣旨で計画を策定しています
有機②		有機農業は消費者との直取引も多いことから、有機農業に取り組む生産者は有機JAS認定を取得した生産者だけではないことに留意した書き方にすること	有機JAS認定か否かにかかわらず、有機農業に取り組む生産者を対象としていることがわかる記述とします
有機③	2 有機農業推進計画の考え方 (1) 有機農業推進計画の位置づけ	農業の持続的発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要」となっている現在、「有機農業は環境保全型農業の根幹に位置づけられる」とし、有機農業推進法の基本理念を書きこむこと	有機農業推進法の基本理念を踏まえて、「具体的な施策」を示しています
有機④	2 有機農業推進計画の考え方 (2) 有機農業推進計画の方針	有機農業推進計画は、国の延長ではなく、「都民が求めているから取り組む」ものである。都では、現在、有機農業に取り組んでいる生産者は少ないとのことだが、今後取り組みたいと考えている農家のためにも国の方針の延長ではなく、都独自の計画として位置づけること	有機農業の現状と将来を見据えて、都が主体的に取り組む計画です
有機⑤		有機農業を環境保全型農業の取組の一つとして位置づけるとともに、「有機農業独自の取組を推進します」と、環境保全型農業の減農薬とは別のものとして位置づけ取り組むこと	有機農業は環境保全型農業の一形態と考えますが、有機農業の推進計画として本計画を策定しています
有機⑥		方針に ①有機農業で新規就農する人への支援、②有機農業に関する技術の研究開発、③消費者の理解と関心の増進および生産者と消費者との相互理解の促進を加えること	「具体的な施策」のなかに含まれています
有機⑦	3 具体的な施策 (1) 有機農業に取り組んでいる生産者の仲間づくり	検討会やフォーラム、地域での交流会の開催にあたっては、JAだけでなく「有機農業関係団体との協力」を明記すること	検討会などの開催にあたっては、有機農業の生産者や関連団体と連携して取り組みます
有機⑧	3 具体的な施策 (2) 有機農業に取り組む生産者の増加促進	都では有機農業に取り組んでいる農家は少ないようであるが、有機農産物が欲しい都民は大勢いる。こうした情報を農家に伝えていけば有機農業に取り組む農家は増える	検討会、交流会、意見交換会などを通じて、消費者の声が生産者に伝わるよう取り組みます
有機⑨		①生産者の拡大、情報提供などを行う目的に、「有機JAS制度に取り組む生産者の拡大」も加えること ②農産物の表示や認証制度については、有機JAS制度も視野に入れた検討をすること ③新規就農者への支援に、教育機関において、有機農業アドバイザー制度、有機農業検査員養成、有機農業による食指導者養成を行う有機農業コースの設置、を含めること	有機JAS制度にこだわらず、まず有機農業に取り組む生産者を拡大することが重要と考えます 都の現状から、教育機関における有機農業コースの設置等は困難と考えられています

番号	項目	意見(趣旨)	対応
有機⑩	(2) 有機農業に取り組む生産者の増加促進	有機農業の農家を増やすためには、エコファーマーや特別栽培に取り組む農家を増やし、有機農業の技術や消費者ニーズなどの情報を伝えていくべきである。東京は、有機農産物のニーズはあるのに取り組む農家は少ない。もっと有機農業の情報を発信して欲しい	ご指摘の趣旨で本計画をつくっています
有機⑪	3 具体的な施策	有機農業の技術は農家の長い間の経験と努力で出来たものであり、有機農業の技術の確立には、実際に有機農業に取り組んでいる農家の技術を尊重して欲しい	技術資料や栽培指針は、有機農業に取り組む生産者の意見も参考にして作成します
有機⑫	(3) 有機農業に関する技術の体系化	有機農業に取り組む生産者の技術資料の作成や栽培指針の作成にあたっては、実践実績のある生産者との検討会等を経たうえで作成すること	
有機⑬		技術の体系化は必要だが、さらに研究を進め多方面の技術の検証、導入施策を進めるべきである。例えば、研究機関や大学、企業などと協働して合成農薬を科学的に削減できる道を切り開く必要がある	
有機⑭	3 具体的な施策 (4) 普及指導の充実	実績のある有機農業生産者との検討会などを得たうえで進めること	普及指導員の巡回指導などを通じて、生産者の声を反映させることが可能と考えます
有機⑮	3 具体的な施策 (5) 有機農業に関する消費者の理解と関心の促進	①有機農業生産者や団体に委託する「有機農業公園などの設置、管理運営」を入れること ②学校教育の食材について、自分たちで育てる「自給農園」「自給農縁」の整備を図ること ③これらの農園や既存の市民農園を、合成農薬・化学肥料を使わないこととし、法規制を実施すること	①都の現状から、有機農業に取り組む生産者への支援体制の整備が重要と考えます ②学童農園整備については、別途、支援していきます ③市民農園等での農薬の使用禁止を法規制することは適切ではないと考えます
有機⑯	3 具体的な施策	有機農業は、生産者と消費者との提携で発展してきた経過があることから、産地消だけでなく、生産者と消費者との提携(「産消提携」)の支援も明記すること	生産者と消費者の相互理解を促進し、連携が進むよう取り組んでいきます
有機⑰	(6) 有機農業による農産物の流通支援	有機農産物や特別栽培の農産物がもっと身近なところで手に入れられるようにすること	ご指摘の趣旨で本計画をつくっています
有機⑱		有機農業による農産物の流通においては、大消費地にあつて、東京産ならではの農産物を必要としている人にタイミングよく届けることが可能である。農商工連携で進めるべきである	量販店と連携したインショップでの販売など、ご指摘の趣旨で本計画をつくっています
有機⑲	その他	有機農業については少ない農地のなかでごく一部が行なっているものであり、積極的に推進する意義は薄い。しかし、まじめに有機農業を実践している農家は応援するべきである	本計画により有機農業に自主的に取り組む生産者を支援し、有機農業に取り組む生産者を増やしていきます
共通①		食料確保と環境保全のために、生産者が農薬や化学肥料をできるだけ使わない農法を主体的に進められるよう実効的な施策を東京都が市区とともにリーダーシップを発揮すること	区市町村と連携して、環境保全型農業や有機農業の推進に努めていきます
共通②	その他	環境保全型農業や有機農業の阻害要因となっている人手不足の対策として、多面的な援農制度の活用や援農ボランティア制度との連携を図ってください	労働力の不足は農業全体の課題であり、本方針・計画とは別に取上げることが適当と考えます
共通③		農薬や化学肥料の低減に取り組んでいる生産者は多いが、本格的な環境保全型農業や有機農業に取り組む生産者は少ない。現状が倍増する取組を求めます。	本方針では、「すべての生産者の環境保全型農業への取組を促す」としてしています